## ケース検討会議への

# 専門

職

派

遣

成年後見制度を

申し立てた方がいいかな?

広島市成年後見利用促進センターでは、行政機関、福祉機関などが 実施するケース検討会議に、専門職を派遣しています。

成年後見人等の申立てや困難事例等を協議するケース検討会議で、 相談者や担当者、支援者に助言を行います。

#### こんな時にご活用ください

- 成年後見制度の利用の必要性はあるが、誰が、いつ申立てるかなどの 検討が必要な時、本人や支援者に制度説明が必要な時
- ▶ 消費者被害にあったかもしれない、金銭管理ができない、不衛生、 栄養失調など、権利侵害が疑われる時など

#### ご利用について

▶派遣日時 随時(2週間前までの予約制)

▶ 対象会議 判断能力の低下に起因する権利擁護支援に関する個別事案

▶派遣時間 2時間程度

▶ 費用 無料

派遣専門職

▶派遣場所 広島市内

弁護士・司法書士・社会福祉士

※ 相談内容によって派遣専門職を調整します

▶ 申込み方法 派遣依頼票を持参、メールまたはFAXにてご提出ください このチラシの裏面が派遣依頼票となっています ▶ ▶ ▶

### 広島市成年後見利用促進センター

2 082-207-3367 FAX 082-264-6437

E-mail: kouken@shakyohiroshima-city.or.jp

住 所: 〒732-0822

広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま6階 (社会福祉法人 広島市社会福祉協議会内)

#### ケース検討会議への専門職派遣依頼票

#### ◆ 申込者

<u> </u>	
所属	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレ	z .
◆ 次のとおり	り派遣依頼します。
第1希望	令和     年     月     日       時間     :     ~     :       場所
第2希望	令和     年     月     日       時間     :     ~     :
※ 申込受付後に調整するため2週間以上後の日程を設定してください。	
◆ 事案の概要は次の通りです。	
世帯状況	□ 単身世帯 □ その他(同居者続柄: )
申立者及び 親族との 関係	□ 本人申立て可 申立者になりうる親族(□有 □無) □ 不明 親族との状況:
判断能力の 状況	□ 認知症 □ 知的障害 □ 精神障害 □ その他( ) 具体的状況:
相談したい 内容	どのような課題が生じていてどのような支援が必要か(具体的に)記入をお願いします。
│ │ 参加予定者 │	( 人) 内訳: □本人 □ 区地域支えあい課 □ 地域包括支援センター □ ケアマネジャー □ 相談支援事業所 □ その他 (

◆ 申込み・問合せ先 ◆

広島市成年後見利用促進センター

TEL: 082-207-3367 FAX: 082-264-6437

E-mail: kouken@shakyohiroshima-city.or.jp ※ お急ぎの場合は、電話でお問い合せください。